

山武健康福祉センター（山武保健所）の災害医療体制等について

I 体制

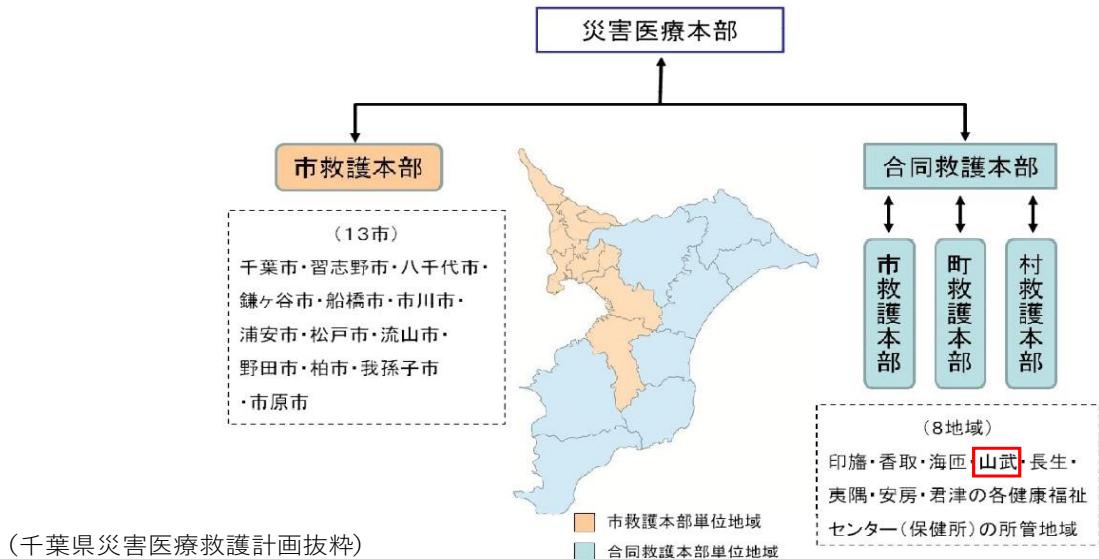
(1) 千葉県災害医療救護計画

県民、事業者、自主防災組織、市町村、県などの役割や具体的取り組みなどを定めた「千葉県防災基本条例」の基本理念を踏まえ、不断の見直しを図るものとし、災害発生時においては、本計画に基づいて災害医療救護の具体的活動を展開するものとされている。

また、すべての市町村は発災時から地域医療の復旧に至るまで、住民等に対する医療救護活動を行っていく必要があるが、大規模災害が発生した場合には、広域的な活動調整と支援が必要となってくる。そのため千葉県においては、13市と8地域をこのような場合の広域的な活動調整の単位とし、効率的な救護活動の実施を図ることとしている。

山武健康福祉センター管内は合同救護本部を設置し、管内市町の救護本部とやり取りをすることとなる。

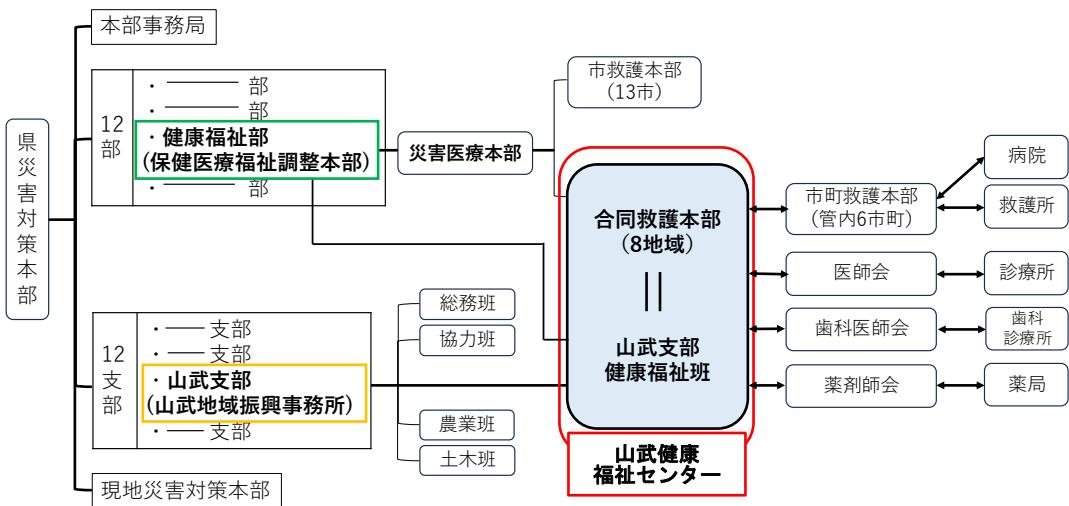
図1 発災時の県と市町村の連携



(2) 山武健康福祉センターの役割

山武健康福祉センターは、非常時には災害医療本部の体制の一部として合同救護本部となり、同時に県災害対策本部山武支部の健康福祉班として稼働する。主に管内各機関との連絡調整を実施することになる。

図2 千葉県災害対策本部の組織図



2 會議・訓練

山武地域では関係者の協議の場として令和4年度から山武健康福祉センター管内災害対策及び災害医療関係調整会議を開催し、昨年度から訓練も実施している。

今年度においても、発災後6時間以内における各機関の救護本部立上げを中心とした具体的な活動を確認・検証することを目的として訓練を実施し、山武郡市医師会、管内市町及び保健所が参加した。

訓練に先駆けて山武健康福祉センター管内災害対策及び災害医療関係調整会議を開催した。

参加機関に加え、地域災害医療コーディネーター、山武郡市薬剤師会、千葉県看護協会山武地区部会、山武郡市広域行政組合消防本部及び山武地域振興事務所をオブザーバーとして迎え、訓練の方針を決定するとともに、昨年から挙がっていた地域災害医療に係る課題について改めて協議した。

その後、2回の作業部会を開催し、訓練詳細の決定及び課題解決に向けての検討を行った。

訓練は昨年度と同様、山武地域で震度6強の地震が発生し、電話・インターネットを含むライフラインが寸断された想定で実施した。

訓練実施後の反省会では各参加機関が実施結果を報告し、地域災害医療に係る課題及び今後の展望等についても、話し合いを行った。課題解決に向けた今年度の取り組みや来年度の方針については、令和8年2月または3月に開催する第2回山武健康福祉センター管内災害対策及び災害医療関係調整会議にて報告・協議する予定である。

【山武健康福祉センター管内災害対策及び災害医療関係調整会議 概要】

日時:令和 7 年 7 月 17 日(木)午後 3 時~4 時 30 分

内容:(1)千葉県・山武地域における災害医療の概要について

(2)令和 6 年度山武地域災害医療対策訓練の実施報告

(3)令和 7 年度山武地域災害医療対策訓練(案)について

【第 1 回山武地域災害対策訓練作業部会 概要】

日時:令和 7 年 7 月 31 日(木)午後 3 時~4 時 30 分

内容:(1)今回の訓練の目的について

(2)今回の訓練の被害想定について

(3)本訓練で使用する通信手段について

(4)訓練に関連した課題について

【第 2 回山武地域災害対策訓練作業部会 概要】

日時:令和 7 年 8 月 21 日(木)午後 3 時~4 時 30 分

内容:(1)各機関の訓練計画について

(2)訓練に関連した課題について

(3)県備蓄医薬品について

【山武地域災害対策訓練 概要】

日時:令和 7 年 9 月 4 日(木)午前 9 時~11 時 20 分

内容:各参加機関の指定する場所において救護本部を設置するとともに、医師会、管内市町及び保健所間で様々な通信機器(防災行政無線、移動系無線等)を使用して情報伝達訓練を実施した。



写真 1 (保健所での訓練の様子)
情報班が防災電話を用いて市町とやり取りをしている様子

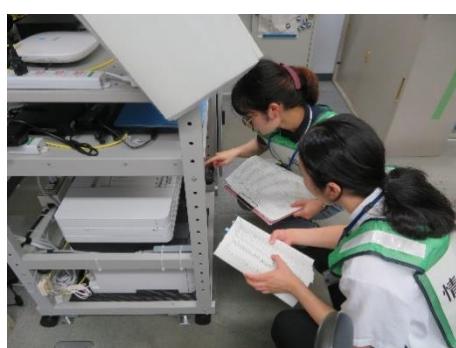


写真 2 (保健所での訓練の様子)
情報班が防災 FAX で情報を送信している様子

【山武地域災害対策訓練反省会 概要】

日時:令和7年9月4日(木)午後3時~4時30分

内容:訓練参加機関が訓練結果について報告を行った。

昨年度からの課題であった医師会と健康福祉センター・市町との連絡手段について、東金市・大網白里市以外の市町・健康福祉センターは引き続き手段の確保を検討することとなった。人員派遣や物資調達等に係る医師会と市町との協定についても内容を再度確認し、実効性のある協定となるよう、両者で協議を行う。

3 災害用医薬品の備蓄

千葉県では、災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、健康福祉センター（保健所）等に災害用医薬品等を分散備蓄し、迅速に対処できる体制を整備している。

備蓄を行っている医薬品は、主として超急性期での使用を想定した外科系措置用の医薬品であるが、令和7年度から、新たにインスリン製剤及び抗てんかん薬が追加された。

山武健康福祉センターには、救護所用と病院用で、それぞれ1,000人分の医薬品等が備蓄されている。

なお、令和8年度に、救護所への搬送訓練を実施する予定である。

【参考】災害時における医薬品等の確保体制

